

東海再処理施設の廃止措置に係る県の対応について

茨城県生活環境部
防災・危機管理局
原子力安全対策課

今後、以下の方針で対応することとしたい。

1 廃止措置計画に係る安全性の確認

○ 原子力安全協定第5条の2に基づく東海再処理施設の廃止措置計画（平成29年6月30日提出）の同意にあたっては、県原子力安全対策委員会において、廃止措置計画の安全性に係る技術的な調査検討を行い、必要に応じて安全上の対応を適宜求めていくものとする。

- ・調査検討は、国の原子力規制委員会における廃止措置計画の認可申請に係る審査結果を踏まえて行う。
- ・廃止措置計画において示されている施設・設備の新增設等計画や所要の安全対策については、今後、具体的な実施計画が示された段階で、県原子力安全対策委員会等において、別途、安全性確認がなされることを前提とする。

2 廃止措置の実施状況の把握

- 廃止措置の実施状況については、機構から定期的に報告を聴取し、その内容を公表していくこととする。
- また、廃止措置の進捗に応じて、適時、関係市町村とともに立入調査を実施し、廃止措置の実施状況について現地確認を行う。（調査結果は公表）

3 廃止措置の安全かつ着実な実施に向けた取り組み

- 本審議会において確認された「廃止措置の安全かつ着実な実施の観点から日本原子研究開発機構や国に期待される取り組み」については、今後とも機構や国の取り組み状況を継続的にフォローアップし、適宜、本審議会に報告するものとする。
- また、特に重要と考えられる以下の事項については、中央要望等を通じて引き続き積極的に働きかけていくこととする。
 - ・安全第一とした事業運営と必要な予算・人材の確保
 - ・必要な原子力研究開発の推進と情報発信
 - ・放射性廃棄物の早期処理処分